

日本社会教育学会「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」への賛同依頼について

教育思想史学会会員のみなさまへ

本年6月に教育関連学会連絡協議会を通して、本学会と同じく同協議会の加盟学協会である日本社会教育学会より、同学会がまとめた「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」への賛同依頼がありました（同要望書については次のウェブサイトを参照してください。[http://www.jssace.jp/news/?action=common\\_download\\_main&upload\\_id=779](http://www.jssace.jp/news/?action=common_download_main&upload_id=779)）。

他学会から同様の要請があった場合には、本学会ではこれまで理事会で審議した上で、会長連名による賛同表明という形が採られることも考慮して、理事会の意向に沿いながら会長が最終的な意思決定をしてきました。

本件についても、理事間の審議（メールによる会議）を経た結果、下記のような理由で上記要望書に対して賛同の意思を表明することといたしました。なお文面は会長・事務局長サイドで調整しましたが、最終的な責任は会長にあること、またこの見解は会員各人の見解を拘束するものではないことを申し添えておきます。

公民館・図書館・博物館（公立社会教育施設）は住民の学習や自治を支える重要な基盤であり、それらのあり方は住民間の闊達な議論と相互理解を通じて決めるのが基本原則である。この基本原則は学校教育のあり方を決める場合と同じである。

一方、公立社会教育施設を首長部局に移管すると、住民のニーズを反映させることは容易になるかもしれないが、「何のための・誰のための公民館・図書館・博物館か」について多様な観点からの検討を経ないまま、単なる多数派の有権者やユーザーの要望が優先される可能性が高まる。同様にして、別の住民ニーズと比較された上で、公立社会教育施設そのものが軽視され、切り捨てられるおそれもある。そのため、「政治的中立性」が確保され、首長の独断専行が防止できたとしても、住民の学習や自治を支える重要な基盤が損なわれることや、貧困層、シングルマザー、在日外国人など、社会教育で特に支援されるべき人々が置き去りにされることが危惧される。

以上の理由により、教育思想史学会理事会を代表して、日本社会教育学会「公立社会教育施設の教育委員会所管堅持に関する要望書」に賛同する。

教育思想史学会会長 松下良平